

昭和三十三年四月八日提出
質問 第六号

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年四月八日

提出者 山口丈太郎

衆議院議長 益谷秀次殿

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関

する質問主意書

盛運汽船株式会社の申請した宇和島・宿毛間バス路線免許につき左の諸点を質問致します。

一 昭和三十三年七月六日付自旅第一二六四号をもつて運輸大臣の免許処分を受けている同路線は宇和島自動車株式会社が営業をなし需要充足しているにもかかわらず右免許を与えたのはいかなる理由によるか。

二 需要充足路線に不当に競争を激化させる免許をなし経営を著しく不安定にすることは公益性を無視するものであり道路運送法第六条第一項に背反するものである。

三 盛運汽船は政府より補助金を交付されている会社であり業績の事実に見ても道路運送法第六条第四号に該当しないものと思うがいかな。

四 盛運汽船は過去の赤字を新路線にて補てん、せんとしているが、かえつて赤字は増加するのみ

ならず既設営業をも赤字になすもので不当免許であると思うがいかん。

五 盛運汽船は昭和二十八年十二月十七日付運輸大臣宛左の通り誓約書を提出している。免許は誓約違反であり運輸省自らが誓約を無視するものである。かかることは誓約を一時的方便に悪用されているが見解いかん。

注 誓 約 書

一 今後本事業の経営不振その他如何なる理由を問わず又如何なる形式においても、三浦、蔣淵、遊子及び下波の四カ村以外の地域に事業拡張致しません。

二 今後自動車運送事業界の一員として、常に他事業者との親善融和に努め、相提携し、相手の立場を尊重し、絶対に不当競争を惹起せざるは勿論、平和にして健全なる業界の発展に努めます。

昭和二十八年十二月十七日

盛運汽船株式会社

取締役社長 山本友一^印

立会人 佐藤榮作^印

益谷秀次^印

關谷勝利^印

越智茂^印

運輸大臣 石井光次郎 殿

六 該路線は昭和二十五年二月二十日土佐電鉄株式会社より申請され同二十六年十一月十二日申請却下、訴願手続き行政訴訟等を経て昭和三十一年四月十日行政訴訟を取下げたものである。

この係争中に盛運汽船は(昭和三十年三月十日付申請)免許申請をなし、土佐電鉄の訴訟取下げの翌日(昭和三十一年四月十一日)公聴会を開催したのはなぜか。

七 高松陸運局長名をもつて道路管理者である宿毛市長に諮問したところ、同市長は道路が狭く不適當の旨答えているのかかわらずこの道路を通る盛運汽船の申請を免許したのは不適合ではないか。

右質問する。